

個人情報の保護に関する条例改正についての
第一次答申に係る中間とりまとめ（案）

平成15年11月 日

兵庫県個人情報保護審議会

=目 次=

| | | |
|----|----------------------------|----|
| I | 中間とりまとめに当たって | 1 |
| II | 早急に見直しをすべき事項 | 3 |
| 1 | 個人情報の取扱いについて | 3 |
| | 【現行条例の概要】 | 3 |
| | (1) 個人情報の収集時の利用目的の明示 | 4 |
| | (2) 個人情報取扱事務登録簿 | 5 |
| | (3) 実施機関及び委託を受けたものの安全確保の措置 | 6 |
| 2 | 個人情報の開示、訂正及び利用停止請求権について | 7 |
| | 【現行条例の概要】 | 7 |
| | (1) 開示請求権について | 8 |
| | (2) 訂正請求権について | 13 |
| | (3) 利用停止請求権について | 14 |
| | (4) 不服申立てに係る手続の整備 | 15 |
| | (5) 個人情報保護審議会の調査権限等 | 16 |
| 3 | 罰則について | 18 |
| 4 | 用語解説 | 19 |
| | (文中※印を付したもの) | |

個人情報の保護に関する条例改正についての 第一次答申に係る中間とりまとめ

I 中間とりまとめに当たって

兵庫県においては、平成9年4月より、個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、県の実施機関（※1）や事業者の個人情報の保護への取り組みを進め、県民等の権利利益の保護に努めてきました。

しかし、条例制定当時と比べて、最近では、社会の諸領域における情報化が著しく進展し、また、住民基本台帳ネットワークシステム（※2）の稼働や電子自治体の取り組みなど行政のIT化も進められつつあり、このような状況のなかで、県民等の個人情報保護への関心も高まってきています。

国においても、平成15年5月23日に、国民が安心してIT社会の便益を受けられるよう、個人情報の適正な取扱いのルールを定め、国民の権利利益の侵害を未然に防止することなどを目的として、個人情報保護関連5法（※3）（個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、「行政機関法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が制定されたところです。

このような社会情勢の変化や国における法律の制定を受けて、個人情報保護審議会（※4）では、平成15年9月20日に、知事から「個人情報の保護に関する条例の規定を改正すべき事項その他制度に関し必要な事項」について諮問を受け、審議を行ってきました。

国の個人情報保護関連5法は、現在、施行に向けて、政省令や基本方針（※5）等の検討作業がすすめられている段階です。しかし、行政機関法には、利用停止請求権や職員等に対する罰則など、条例にも早急に導入すべきものがあります。

一方、現行の条例には、①個人情報は本人から収集するという本人収集の原則や、②思想、病歴、犯罪歴などの個人の権利や利益を侵害する可能性の高い個人情報（センシティブ情報）の収集を禁止する原則、③収集及び利用、提供の例外的な取扱いについて個人情報保護審議会に意見を聴くことにより実施機関の公正かつ適正な個人情報の取扱いを確保する手続きなど、行政機関法に定められていないが、県民等の権利利益を適正に保護していくために、引き続き堅持すべきものもあります。

条例全体の見直しについては、これからも引き続き審議を行っていく必要がありますが、行政情報のIT化などに適切に対応していくためにも早急に条例改正を行うこ

とが必要であると考えられる事項について、第一次答申としてとりまとめることにしました。

今回、とりまとめたものは、第一次答申に向けた中間段階での当審議会の考え方を整理したものです。今後、県民の皆様からご意見をいただきながら、さらに検討を進め、来年1月に第一次答申として、公表する予定です。

Ⅱ 早急に見直しをすべき事項

1 個人情報の取扱いについて

【現行条例の概要】

条例は、実施機関における個人情報の取り扱いについて、次のとおり定めている。

① 個人情報の収集の制限（第6条）

個人情報を収集するときは、収集する目的を明らかにし、その目的を達成するために必要な範囲内で、原則として本人から収集する。

また、思想、病歴、犯罪歴などの個人の権利や利益を侵害する可能性の高い個人情報（センシティブ情報）は、原則として収集しない。

② 個人情報の利用及び提供の制限（第7条、第8条）

個人情報の実施機関内部での利用又は実施機関外への提供は、原則として、収集した目的の範囲内で行う。

また、通信回線により結合された電子計算機を用いて個人情報を提供することも、原則として禁止する。

③ 個人情報保護審議会への意見聴取（第6条、第7条、第8条）

個人情報の収集及び利用、提供制限の例外取扱いについては、個人情報保護審議会の意見を聴いて行う。

④ 個人情報取扱事務登録簿の作成、公表（第13条）

個人情報を取り扱っている事務の名称、収集目的、担当課名などを記載した「個人情報取扱事務登録簿」を作成し公表する。

⑤ 個人情報の適正な管理（第10条、第12条）

個人情報を正確・最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損などの防止のために必要な措置を行う。

なお、保有する必要のなくなった個人情報は、確実・速やかに廃棄又は消去する。

(1) 個人情報の収集時の利用目的の明示（現行条例規定なし）

本人から直接書面で個人情報を収集する場合に、あらかじめその収集・利用目的を明示することを義務づけることが適当である。

条例は、実施機関が個人情報を収集するにあたって、収集する目的を明確にし、目的を達成するために必要最小限の範囲で収集することを義務づけている（条例第6条第1項）。収集する目的は、個人情報取扱事務登録簿に記載されることとなっており、登録簿を通じて広く公表されることが予定されている。また、直接本人から収集するにあたっては、事実上、収集する目的が本人に伝えられてきたところである。

しかし、個人情報を本人から直接書面で収集するときについては、県民等の権利利益の保護を図るために、あらかじめ、その収集目的を明示することを義務づけることが適当である（Ⅱ 2 (1) ④「開示決定時の収集目的の通知」参照）。

なお、緊急の必要があるとき、本人や第三者の権利利益を害するおそれがあるとき、県等行政機関の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるとき、取得の状況からみて収集目的が明らかであると認められるときなど、実施機関が個人情報の収集目的を本人に明示することが適当でない場合や不必要な場合は除くことが適当である。

(2) 個人情報取扱事務登録簿（現行条例第13条）

個人情報取扱事務登録簿の制度は、現行のまま維持するが、個人情報のデータベースについては、登録簿に明記するよう努めるべきである。

ア 条例においては、実施機関が個人情報を取り扱ううえで、所管する組織の名称、個人情報取扱事務の名称、取り扱う個人情報の収集の目的、対象者の範囲、記録項目、収集先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し公表している（条例第13条）。登録簿は、実施機関がどのような目的でどのような個人情報を取り扱っているのかという個人情報の利用の実態を明らかにするとともに、個人情報の開示等の請求に資することを目的としたものである。

イ 一方、行政機関法も、個人情報ファイル簿を作成し公表することとしている（行政機関法第11条）が、これは、個人情報ファイル（*6）を単位としたものである。

他方、現行の個人情報取扱事務登録簿は、「個人情報取扱事務（実施機関の所掌する事務で、個人情報の取扱いを伴うもの）」を単位として作成されているが、公文書に散在する個人情報も含めて対象とすることができ、また、開示等の請求の場合の検索の便宜等を考えるならば、引き続き、「事務」を単位として個人情報取扱事務登録簿を作成し公表していくことが適切である。

ウ しかし、電子計算機によって個人情報のデータベースが処理されている場合には、情報の大量かつ迅速な処理や情報の加工が容易であり、個人の権利利益を損なうおそれも大きい。したがって、実施機関が保有している電子計算機処理された個人情報のデータベースについては、その名称等を個人情報取扱事務登録簿のなかに明記するよう努めるべきである。

エ なお、今後、行政情報のIT化の進展に伴って、実施機関による電算処理された個人情報のデータベースの保有が増大することが想定されることから、個人情報取扱事務登録簿のあり方については、引き続き検討していくことが必要である。

(3) 実施機関及び委託を受けたものの安全確保の措置（現行条例第10条第2項及び第12条第2項）

実施機関及び実施機関から個人情報を取扱う事務について委託を受けたものの安全確保の措置について、努力義務規定ではなく義務規定とすることが適当である。

条例は、実施機関及び実施機関から個人情報を取扱う事務について委託を受けたもの（受託者）に対し、安全確保の措置（個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置）を講ずるよう努める義務を定めている（条例第10条第2項、第12条第2項）ところであるが、条例制定当時に比べ、IT化が進展しセキュリティの重要性が格段に高まっていることから、義務規定とすることが適当である。

2 個人情報の開示、訂正及び利用停止請求権について

【現行条例の概要】

条例は、誰でも、次のとおり自己の個人情報の開示や訂正の請求、また、取扱いの是正の申出をすることができる。

① 個人情報の開示請求（第14条～第20条）

誰でも、実施機関が保有している自己の個人情報の開示を請求することができる。また、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人が反対の意思を表示しない限り、本人に代わって開示請求することができる。

開示請求書の提出があれば、実施機関は原則として15日以内に開示するかどうかを決定する。

なお、開示をすることができないものとして、第三者の個人情報が含まれているなど一定の場合を定めている。

② 個人情報の訂正請求（第21条～第24条）

開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるときは、正しくするように実施機関に訂正（追加、削除も含む）を請求することができる。

訂正請求書の提出があれば、実施機関は原則として30日以内に必要な調査を行い、訂正をするかどうかを決定する。

③ 個人情報の是正の申出（第27条）

自己の個人情報が収集の制限等に違反して取り扱われていると認めるときは、その取り扱いを是正するよう実施機関に申し出ることができる。

是正申出書の提出があれば、実施機関は必要な調査を行い、是正するかどうかを判断し、その内容を通知する。

④ 個人情報保護審議会への意見聴取（第26条）

開示請求及び訂正請求に係る実施機関の決定に対する不服申し立てがあった場合や是正の申出があった場合は、実施機関は、原則として、個人情報保護審議会の意見を聴いて処理する。

(1) 開示請求権について

① 法定代理人の開示請求権とその制限（現行条例第14条第2項）

未成年者及び成年被後見人の法定代理人の開示請求権について、本人が反対の意思を表示した場合には行使できないという制限は、これまで通り維持することが適当である。

条例は、未成年者及び成年被後見人の法定代理人が、本人の反対の意思表示がない限り、本人に代わって本人の個人情報の開示請求権を行使することができることを定めている（条例第14条第2項）。

条例が法定代理人の開示請求権とその制限を規定した理由は、個人情報保護の趣旨からすれば、本人に対してのみ開示をすれば足りるものであり、また、自己の個人情報の開示を受けるかどうかは、本来、自己決定に係る部分であって、代理には親しまない行為であるが、それにもかかわらず、乳幼児等について法定代理人に対して、条例で特に開示請求権を創設する必要があったためである。

そのため、条例は、本人が反対の意思を表示したときは、本人と法定代理人との間に一種の利益相反関係が生じたと考えて、法定代理人の請求権を制限しているところである。

以上のような立法趣旨からして、法定代理人による開示請求権の範囲を、本人の反対の意思表示がない場合にとどめる現行制度は、維持することが適当である。

② 開示しないことができる個人情報（現行条例第17条）

開示請求があった場合に開示してはならない個人情報については、条例第17条が定めているところであるが、その内容等を整備する必要がある。

ア 個人情報の開示請求に対する不開示情報の基準については、原則として、情報公開条例に定める非公開情報の基準と整合するように、整備することが適当である。

しかし、個人情報の開示制度は、本人に関する情報を本人に開示するものであること、開示請求に係る本人の情報のなかに第三者の情報が含まれていることが通常であることなど、情報公開条例とは異なる基準が要請されるところもある。

イ 開示請求において法定代理人にも開示請求権を付与しているところから、法定代理人への開示が本人の利益に反する場合も考えられるため、特別の配慮が必要である。

このような本人と法定代理人との関係について、行政機関法では「開示請求者（法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」（行政機関法第14条第1号）として、本人との関係で不開示にすべき情報の範囲を規定した。

しかし、条例においては、(1)本人に意思能力がある場合には、まずもって、本人の意思を優先する取扱いを定める（Ⅱ2(1)①「法定代理人の開示請求権とその制限」参照）とともに、(2)法定代理人との関係で本人の正当な利益が損な

われるおそれがある場合は、「評価等情報（個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの）」（条例第17条第3号）に該当するとして、法定代理人に対して開示しない運用をしてきたところである（言い換えると、「当該個人の評価等」にいう「個人」とは本人のことをいい、法定代理人に開示することも「著しい支障が生ずると認められる」場合に含まれると解釈してきた）。

本人と法定代理人との関係については、これまでの対応を維持し、評価等情報を不開示情報として残すことが適当である。

ウ なお、開示請求者（本人）以外の者については、評価等情報を不開示情報とはせず、削除することが適当である。これまで評価等情報として不開示とされてきたものは、（1）開示請求者以外の個人情報に該当するか、（2）あるいは、事務事業執行情報に該当することを理由に、不開示とすべきものとするのが適当である。

（参考）－不開示情報の整備の概要－

| 現行条例の不開示情報 | 検討（案） | 備 考 |
|--------------------------|-----------------------|---|
| ① 評価等情報 （第17条第3号） | ① 開示請求者（本人） の評価等情報 | 対象となる者を開示請求者（本人）に限定する。 情報公開条例の非公開情報と整合を図る。 |
| ② 第三者の個人情報 （第17条第1号） | ② 第三者の個人情報 | |
| ③ 法人等情報 （第17条第2号） | ③ 法人等情報 | |
| ④ 犯罪捜査等情報 （第17条第4号） | ④ 犯罪捜査等情報 | |
| ⑤ 法令秘に関する情報 （第17条第5号） | ⑤ 法令秘に関する情報 | |
| ⑥ 国等協力関係情報 （第17条第6号） | ⑥ 意思形成過程情報 | |
| ⑦ 意思形成過程情報 （第17条第7号） | | |
| ⑧ 事務事業執行情報 （第17条第8号） | ⑦ 事務事業執行情報 | |

③ 開示に係る手続の整備（現行条例規定なし）

情報公開条例や行政機関法にならって、次のような開示に係る手続を整備することが必要である。

- ・ 補正に係る規定の整備
- ・ 裁量的開示及び第三者への意見聴取を義務づける規定
- ・ 存否応答拒否
- ・ 開示決定等の期限の特例
- ・ 事案の移送

ア 補正に関する行政手続規定

条例においても、開示等の請求書に形式上の不備が認められる場合には、行政手続条例第7条及び第9条の規定に基づき補正を求めるとともに、必要な情報の提供を行っているところである。

個人情報の開示等の請求にあたっては、対象となる文書の特定など請求者が的確に記載することが困難な場合も少なくないと考えられるため、制度の円滑な運用を図るために、積極的に情報提供を行う努力義務を実施機関に課すことが適当である。

イ 裁量的開示

開示請求に対して、開示するかしないかは、条例第17条に定める不開示基準によるところであるが、本来不開示とされるものであっても、本人との関係に係る特段の事情から本人の権利利益を保護するために本人に開示することが特に必要な場合には、裁量により開示することができる旨の規定を設けることが適当である。

この場合、本来不開示のものを裁量的に開示することから、開示に先立って第三者の意見聴取を義務づけるべきである。

ウ 存否応答拒否

探索的な請求（表彰候補者情報など）など、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えること自体が不開示情報を開示することとなる場合があるため、実施機関が、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨の規定を設けることが必要である。

エ 開示決定等の期限の特例

条例は、実施機関は、開示請求の提出があったときは、開示請求書が提出された日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない（条例第16条第1項）とし、やむを得ない理由があるときは、開示請求書が提出された日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる（条例第16条第2項）としている。

実施機関におけるこれまでの開示請求の処理手続の実態によれば、請求に係る

個人情報著しく大量であって、決定期限を最大限延長しても、なお、通常の事務の遂行に著しい支障を生じる事例もみられたところである。したがって、大量請求があった場合、相当の部分につき期間内に開示決定をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる旨の規定を設けることが適当である。

なお、開示決定等の期限の特例は、事務の遂行に著しい支障が生ずることを避けるための特例であることを考慮して適用することが必要である。

オ 事案の移送

開示請求を受けた実施機関が保有している個人情報がある実施機関により提供を受けたものであるときには、当該個人情報の開示の是非をよりよく判断し得るのは、一般的には当該個人情報を公文書に記録した実施機関であると考えられる。また、開示請求を受けた実施機関が保有している個人情報がある実施機関の事務と重要な関連を有する情報である場合には、他の実施機関の方が開示の是非を適切に判断し得ることもある。このような場合には、他の実施機関の処理に委ねた方が合理的な場合もあるため、協議の上、事案の移送ができることが適当である。

なお、この場合、請求者の不利にならないようにするため、移送することについて、請求者の意思を確認するとともに、開示決定等の期限は、当初の開示請求を受けた実施機関に到達したときから進行するとする措置をとることが必要である。

④ 開示決定時の収集目的の通知（現行条例規定なし）

開示請求者に開示する個人情報の収集目的を通知する規定を設けることが適当である。

開示決定を行うにあたって、開示する個人情報の収集目的を改めて本人に通知することにより、請求者は、適法かつ公正に収集されているかどうかや、適切な利用提供が行われているかどうか等を判断することができ、事後の訂正請求権や利用停止請求を求めるに際して役立つ（Ⅱ 1 (1)「個人情報の収集時の利用目的の明示」参照）。

したがって、本人または第三者の権利利益を害するおそれがある場合や県等行政機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときをのぞき、開示決定時に収集目的を通知することを義務づける規定を設けることが適当である。

⑤ 偽りその他不正の手段により開示を受けた者に対する過料（現行条例規定なし）

偽りその他不正の手段により開示を受けたものに対する過料の規定を設けることが適当である。

条例においても、開示請求時及び開示実施時に慎重に本人確認を行うこととし

て成りすましの防止を行っているところであるが、それに加えて、偽りその他不正の手段により開示を受けたものに対して過料を科すことが適当である。

(2) 訂正請求権について

① 開示請求手続きに準じた手続の整備（現行条例規定なし）

訂正請求の手続きについても、開示請求の手続きに準じて、次の手続規定を整備することが適当である。

- ・ 補正に係る行政手続関係規定
- ・ 訂正決定等の期限の特例
- ・ 事案の移送

② 訂正請求ができる期間（現行条例規定なし）

訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない旨の規定を設けることが適当である。

訂正の対象となる個人情報を明確に特定させるために、訂正請求を行うことができるのは、開示を受けた者に限定されている（開示前置。条例第 21 条第 1 項）。そのため、訂正請求権の行使については、開示を受けた日から一定期間内に限定することが適当である。

個人情報の開示を受けた日から 90 日以内であれば、期間として短いものではなく、訂正請求をしようとする者の権利行使の妨げになるものとは考えられない。

(3) 利用停止請求権について

① 利用停止請求権の創設（現行条例規定なし）

何人も、自己の個人情報（自己を本人とする個人情報）が実施機関により違法に取り扱われていると認めるときは、実施機関に対して、その個人情報の消去や利用停止、提供の停止を請求することができる権利（利用停止請求権）を創設することが適当である。

ア 利用停止請求権の創設

条例においても、何人も実施機関が自己の個人情報を違法に取り扱っていると認めるときは、実施機関に対して、その個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる（条例第 27 条）。この是正の申出制度は、是正の申出があったときは、実施機関は、遅滞なく必要な調査を行うとともに、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聞いたうえで処理を行い、申出をした者にその結果を書面で通知することとして、慎重な手続をとることを定めているものの、あくまでも実施機関が職権による処理を行うための端緒として制度化されたものであり、広義の苦情処理制度である。このため、是正の申出についての通知に対して、不服申立てや取消訴訟はできない。

条例において、権利とせず、是正の申出にとどめたのは、利用停止等を認めることが適当かどうかの判断の基準がむつかしいためであったが、今回、行政機関法に準拠して、条例においても消去、利用の停止及び提供の停止（以下、「利用停止」という。）の措置を請求する権利を創設することが適当である。

イ 利用停止請求の対象

条例は、個人の権利利益を保護するため、実施機関における個人情報の取り扱いを、収集及び利用・提供の側面から制限しているが、利用停止請求権は、このような収集及び利用・提供に関する制限の実効性を確保するものである。したがって、実施機関が収集制限規定（条例第 6 条）及び利用提供制限規定（条例第 7 条、第 8 条）に違反して個人情報を取り扱ったと認められる場合に、利用停止請求をすることができることとする。

ウ 利用停止義務

(ア) 収集制限及び利用停止制限規定に違反する個人情報の取り扱いがあった場合は、実施機関は、消去、利用の停止あるいは提供の停止を行う義務を負う。

なお、違法な収集があった場合には消去するという対応をとることを原則とすべきである

(イ) 個人情報の利用停止によって必要な行政サービスを提供できないなど事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合があるため、例外的に利用停止をしないことを認める必要がある。したがって、「利用停止により保護される本人の権利利益」と「利用停止を行うことにより損なわれる公共の利益」とを比較衡量して、後者が優先する場合には、利用停止をしないことができる旨の規定を設けることが適当である。

ただし、収集制限及び利用停止制限規定に違反する個人情報の取り扱いは、利用停止をすることが原則であり、例外的に利用停止をしない決定を行うにあたっては、実施機関の瑕疵の程度や、利用停止により失われる公益の種類・程度などを適正に考慮して、慎重に判断すべきである。

エ 是正の申出制度の廃止

利用停止請求権を創設することに伴い、是正の申出制度は廃止することが適当である。

なお、条例は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合に、条例第2章の規定が提供先には及ばないため、提供先に対して必要な措置を講ずることを求めることを定めている（条例第9条）が、このような制限や措置の内容は多様であって一義的には特定されないため、請求権にはなじまないと考えられる。

現行の是正の申出制度は、個人情報の提供先に対する措置の要求も含め、広く実施機関が行う個人情報の取り扱い全般にわたるものとなっている。したがって、今後は、訂正・利用停止請求とともに、実施機関の職権に基づく自主的な対応や、苦情処理制度をよりいっそう適正に運用していくことが望まれる。

② 利用停止請求の手続の整備（現行条例規定なし）

利用停止請求の手続きについては、開示及び訂正請求の手続きに準じて、次のような手続規定を整備することが適当である。

- ・ 補正に係る行政手続関係規定
- ・ 利用停止決定等の期限の延長及び特例
- ・ 利用停止請求の期間

③ 利用停止決定に係る不服申立てについて（現行条例第26条）

利用停止請求に対する決定について不服申立てがあった場合は、開示または訂正請求に対する決定について不服申立てがあった場合と同様に、個人情報保護審議会に諮問することとし、実施機関は、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならないこととすることが適当である。

条例は、開示又は訂正請求に対する決定について不服申立てがあった場合は、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならないとしている（条例第26条）。利用停止請求に対する決定について不服申立てがあった場合も、実施機関は、その判断の客観性と公正性を確保し、個人の権利利益の救済を確実にを行うため、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴くこととするのが適当である。

(4) 不服申立てに係る手続の整備（現行条例第 26 条）

不服申立てに係る手続を、情報公開条例や行政機関法にならって、整備することが必要である。

開示・訂正・利用停止請求に対する決定については、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができ、不服申立てを受けた実施機関は、原則として、個人情報保護審議会の意見を聴いて、裁決又は決定をすることとしているが、不服申立ての手続等を、情報公開条例や行政機関法にならって、整備する必要がある。

具体的には、個人情報保護審議会に諮問したときに、不服申立人や参加人などの便宜を図るため、これらの者に対し諮問した旨を通知することなどを整備することが適当である。

(5) 個人情報保護審議会の調査権限等（現行条例第 38 条）

個人情報保護審議会における不服申立てに関する審査を実効あるものとするため、必要な調査権限等を明確に定めるとともに、委員の守秘義務を罰則により担保することが適当である。

条例においても、「個人情報保護審議会は、その権限に属する事務を行うため必要があるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる」旨が規定されており、公正かつ適正な審議に努めてきたところである。

開示請求に対する存否応答拒否規定や利用停止請求権の導入に伴い、個人情報保護審議会が、不服申立てに関する調査審議を適正に行うため、不服申立ての対象となった個人情報を直接見分して審理（インカメラ審理）する権限や、実施機関に対し公文書に記録された情報の内容を分類又は整理した資料（ヴォーンインデックス）を作成し、提出することを求める権限など、情報公開審査会と同様の調査権限を明確に定めておくことが適当である。

なお、委員は、審査等を通じて個人情報を取扱い、また、インカメラ審査等を通じて不開示情報を知ることができることなどから、情報公開審査会と同様に、委員の守秘義務を罰則により担保することが適当である。

3 罰則について（現行条例規定なし）

実施機関の職員及び受託業務の従事者について、罰則を定めることが適当である。

ア これまで、実施機関の職員については、(1)職権濫用罪等（※7）の刑法の規定や、(2)地方公務員法やその他の個別法に基づいて法令遵守義務（※8）や守秘義務（※9）が課せられており、その義務違反に対して懲戒責任（※10）や刑罰を科すことによって、個人情報の適正な取扱いが担保されたと考えられてきた。また、罰則を課してまで保護すべき個人情報の範囲や処罰すべき行為を明確に定めることがむづかしいとされてきた。そのため、条例も罰則を規定していない。

しかし、行政機関法には、行政機関の職員（国家公務員）や行政機関から委託された個人情報の取扱いに従事している者について罰則が盛り込まれた（行政機関法第53条～第56条）。

公的部門において個人情報を取り扱う公務員である立場に鑑みると、実施機関の職員（県の公務員）についても、国家公務員と同じく、条例で行政機関法と同様の罰則を設けることが適当である。

イ また、条例は、これまでも、(1)受託事業者に対して、委託契約等において、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止、秘密の保持等個人情報の保護について構すべき個人情報の安全確保の措置を明らかにして、個人情報の保護についての責務を課すとともに、違反した場合は、契約の解除や損害賠償請求等の措置を講ずることとしており、(2)また、受託業務の従事者に対しても、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないという、実施機関の職員と同様の個人情報の適正な取扱いに関する義務（Ⅱ1(3)「実施機関及び委託を受けたものの安全確保の措置」参照）を課してきたところである（条例第12条）。

したがって、受託業務の従事者についても、条例で行政機関法と同様の罰則を設けることが適当である。

（参考）－行政機関法の罰則規定の概要－

| | 主 体 | 対 象 情 報 | 行 為 | 量 刑 |
|------|--|--|-------------------------------|-------------------------|
| 第53条 | 行政機関の職員若しくは職員であった者 受託業に従事している者又は従事していた者 | 個人の秘密に属する事項が記録された電子処理ファイル（複製又は加工したものを含む） | 正当な理由がないのに提供 | 2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 |
| 第54条 | 〃 | 業務に関して知り得た保有個人情報 | 不正な利益を図る目的で提供又は利用（盗用） | 1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 |
| 第55条 | 行政機関の職員 | 秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録 | 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集 | 〃 |

4 用語解説

(※1) 実施機関 (P.1)

この条例を実施する次の県の機関をいう (条例第2条第2号)。

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業管理者及び病院事業の管理者

(※2) 住民基本台帳ネットワークシステム (P.1)

全国の市町村と都道府県、国の指定情報処理機関を専用回線で結び、住民票コードを基に、効率的に本人確認を行う全国共通のシステム。

(※3) 個人情報保護関連5法 (P.1)

- ① 個人情報の保護に関する法律
- ② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ③ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ④ 情報公開・個人情報保護審査会設置法
- ⑤ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、の5法をいう。

いずれも、平成15年5月30日に公布された。

(※4) 個人情報保護審議会 (P.1)

附属機関設置条例 (昭和36年兵庫県条例第20号) 第1条第1項の規定により設置された第三者機関であり、委員は7名。

実施機関が、個人情報の例外的な取扱いをしようとする場合において、意見を述べたり、不服申立てを審査したりするほか、個人情報の保護制度の運営に関する事項を審議したり、同制度のあり方全般について、自ら意見を述べる権限を有している。

(※5) 基本方針 (P.1)

個人情報の保護に関する法律第7条で定められている。

個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、

- ① 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- ② 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- ③ 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- ④ 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- ⑤ 個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- ⑥ 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- ⑦ その他個人情報の取扱いに関する施策の推進に関する重要事項

について、内閣総理大臣が国民生活審議会の意見を聴いた上で、閣議決定される個人情報の保

護に関する基本方針のこと。

現在、国民生活審議会で審議中であり、まだ策定されていない。

(※6) 個人情報ファイル (P.5)

行政機関法第2条第4項で定められている。

保有個人情報(行政文書に記録された一定の個人情報。以下同じ。)を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(※7) 職権濫用罪 (P.18)

刑法第193条で、公務員がその職権(法令に基づきその役割として与えられた権能又はその職務遂行上与えられた権限)を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処せられることが定められている。

(※8) 法令遵守義務 (P.18)

地方公務員法第32条で、職員は、職務を遂行にするにあたって法令等に従って、これに基づく義務の履行を怠らず、かつ、これに対する違反行為がないように努めることが定められている。

(※9) 守秘義務 (P.18)

地方公務員法第34条第1項で、職員は、在職中であると退職後であることを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことが定められている。

この義務規定に違反したときは、地方公務員法第60条で、一年以下の懲役以下又は三万円以下の罰金に処せられることが定められている。

(※10) 懲戒責任 (P.18)

公務員の勤務関係の秩序を維持するため職員の服務(職員がその勤務に服する際の基本的な態度ないしは被用者の立場における行為の規範)義務違反に対して科する制裁。職員の道義的責任を問うもので、刑事上の責任や民事上の責任とは別のものである。